

中世吉備の流通と河川

― 史料に読む河川利用 ―

田 中 修 實

はじめに

「岡山の南北水運」、とりわけ近世の高瀬舟による水運前史としての河川交通という主題で話してくれという定兼学館長の依頼に、正直困惑してしまった。岡山における古代・中世河川水運史の研究蓄積は、断片的な業績を除いて系統的にはほとんどないからである。私の専門分野（中世史・法制史）からしても、今まで全く扱ったことのない分野である。しかし考えてみれば、そうであるならば尚更、この話の機会に整理しておくのも無意味なことではあるまい、と無謀にも引き受けた次第である。

以下は、岡山県立記録資料館平成二十五年度企画展「岡山の南北水運」の記念講演として、二〇一三年十一月二日（土）「中世吉備の流通と河川―史料に読む河川利用―」と題して話した内容の梗概である。講演記録のため、論文形式をとらず当日配布のレジュメを補う形での資料解説としたい。

表題の「吉備」は、令制国の備前・美作・備中を指し、内容的には副題が示す河川利用が主であり、流通全般は副次的な内容となっている。

二〇一三年十月十九日（土）付け山陽新聞は、「あす奇跡の生還から15年」「元気君です」という見出しを付けて、一九九八年の台風一〇号による洪水で、津山市から瀬戸内海まで吉井川を約九〇キロ流されながら助かった奇跡の牛「元気君」の記事を載せている。

吉井川を洪水で流され瀬戸内海の牛窓沖で救出された牛については、当時から大きな話題になり筆者も驚きを持って新聞記事を読んだ記憶がある。

新聞の論調は牛の生命力の方に重点が置かれていたように思うが、私は河川（自然）の持つ底知れない力を感じた。河川を含む自然は、原始の昔から現代に至るまで幾多の変貌を遂げながら、私たちの生活の場としては普遍的であることを改めて感じさせる出来事であった。

河川の利用は、近世以降の高瀬舟による舟運だけではなく、筏流しなどに見られるように古代・中世を通じて連綿と行われてきた。ただ、私たちは「史料」の存否によって「歴史」として語られるかどうか、という悩ましい問題を抱えているだけである。

I 総論

まず古代・中世において河川利用がどのようになされていたか、全国的に法令などを通じて一瞥しておきたい。貢租の輸送は、古代において原則的には陸路（官道）・海路併用であった（『延喜式』）。中世になると市庭・商業の発達によって地域経済が促進され、流通路として陸路・海路・水路ともに発達を遂げることになる。

(A) 『延喜式』 卷二十六 主税 上

康保四年（九六七）施行

諸國運漕雜物功賃

(中略)

一 押買事

右、四箇條、所被禁制也、於河手者、帶御下知之輩者、不及
予細之由、雖被仰下、同停止之畢、守此旨、可被相觸國中、
若令違犯者、可被注申之狀、依仰執達如件、

弘安七年六月三日

駿河守判

肥後宮内左衛門殿

信濃判官入道殿

(傍線筆者)

弘安七年(一二八四)、鎌倉幕府は諸国に四箇条の禁制を布達した。その冒頭に「河手」がある。河手とは、中世の交通税の呼び名で、一般に河川を往来する船に対する課税(通行税)を意味し、河川の産出物による収益は含まれない、とされている(『日本交通史大辞典』)。この四箇条の禁制のうち、河手については禁制経過が注記されている。幕府は当初河手を地頭の得分とすることを禁じたが、建暦二年(一二二二)これを安堵した。しかし承久の乱(一二二二)後、下知状所帯以外の者の河手を禁止し、そしてこの法令(関東御教書)のように全面禁止に至った。この背景には幕府の朝廷・荘園領主などへの対応や地頭・御家人対策の変化があるが、権限の上から見ると次項の「津泊市津料」とともに、交通体系への税徴収という広範な影響を持つ権限を、地頭自身が持つことへの警戒と幕府による権限集中を図ったものであろう。

保立道久氏は、この弘安七年関東御教書による禁制を「市の平和令」と位置づけ、次のように述べられている。

市の平和の政策は平安期から存在していたが、それが最もはっきりと確認できるのは、鎌倉時代の徳政、特に弘安徳政における「市の平和令」である。それは弘安七(一二八四)年六月三日の関東御教書によって公示されたもので、「一、河手事、一、津泊市津料事、一、沽酒事、一、押買事」の四か条を禁制したものである。第一条の河手とは河関

の通関料、第二条の「津泊の市津料」は津泊の通関料＝津料とそこに存在した市庭の市場税、第三条の「沽酒」は市庭の狼藉の原因となる売り酒、第四条の「押買」は市庭における強制的な買得・買い叩きのことであり、これが全体として市や関における静謐を命令したものであることは明らかである。

ここで注目すべきなのは、この法令が、特に交通路としての河海における交易の静謐にかかわることである。

(保立道久「中世における山野河海の領有と支配」『日本の社会史 第2巻 境界領域と交通』岩波書店、一九八七年、一五三～五四頁)

なお、『鎌倉遺文』フルテキストデータベースによる「河手」の検索では、一四件ヒットするので、次に掲げておく。

【『鎌倉遺文』フルテキストデータベース・検索キーワード「河手」】

- | | | |
|----|-------------|-----------------|
| 1 | (建保四年)八月八日 | 一二二五五号(四巻二二六頁) |
| 2 | 弘長二年三月一日 | 八七七五号(二二巻一六〇頁) |
| 3 | 建治元年六月廿日 | 一一九三〇号(二六巻五二頁) |
| 4 | 弘安元年七月五日 | 一三一〇五号(二七巻二九七頁) |
| 5 | 弘安四年四月廿四日 | 一四三〇八号(一九巻一八五頁) |
| 6 | 弘安七年六月三日 | 一五二〇六号(二〇巻一七九頁) |
| 7 | 弘安七年六月三日 | 一五二〇七号(二〇巻一七九頁) |
| 8 | 弘安七年六月三日 | 一五二〇八号(二〇巻一八〇頁) |
| 9 | (弘安七年?) | 一五三八三号(二〇巻二五三頁) |
| 10 | 正応元年六月廿日 | 一六六六九号(二二巻七三頁) |
| 11 | 正応二年四月二日 | 一六九四九号(二二巻二二四頁) |
| 12 | (正応四年)二月十五日 | 五一七五二号(四六巻一八頁) |
| 13 | (正和四年)三月廿四日 | 五一九六七号(四六巻一〇七頁) |
| 14 | 嘉暦二年十月十日 | 三〇〇四二号(三八巻三三八頁) |

* 6・7・8は、一連の法令。

(C) 「公禪契約狀」 (『大日本古文書 家わけ第十七 大徳寺文書之一』
一四二号)

嘉暦二年 (二三二七) 十月十日

(傳紙)

契約狀 和多田河手事

若州和多田村河手事、件河手用途者、公禪相傳知行無相違者也、而聊
有子細、以花山院前中納言殿御知行田村内岸名、下村正利名兩名、限
五ヶ年至^(兼信)未^(兼信)歲、奉相博者也、然者、被仰付御代官、可有御知行、彼^(兼信)兩名
十一貫、彼河手用途、依時有増減之間、雖難定其足、假。一年中陸拾貫
許也、然者、相當彼兩名之足程、加勘定可被立用、^(召花押)此外每年件河手
用途拾三貫、可爲御得分、件河手用途陸拾貫外、其餘剩出來者、早可
沙汰給、此上猶依時増物出來者、於三分二^(者花押)可給之、所殘三分二又可
被召者也、如此奉契約之上、更年記之内不可致參差之沙汰、乍申賜件
兩名、年貢萬一彼河手用途不足事出來者、相當彼足程、有御知行、可
被^(立花押)立用、其時可被加有限利平、更不可申子細、仍爲後日狀如件、

嘉暦貳年十月十日

公禪
(花押)

(傍線筆者)

『鎌倉遺文』「河手」検索最後の文書である。『小浜市史』の中世を担当
された網野善彦氏は、この史料を使って次のように述べられた。

こうした村々への賦課によっても明らかなように、この荘の荘民の生
活は、山間の莊園らしく、田畠や養蚕だけでなく、多様な果実、山菜
などの山の幸の採集、鮎などの川漁に大きく依存していた。しかしそ
れだけでなく、年間六〇貫文という多額な収入を約束する和多田村の
河手用途―南川の関料によって推測されるように、山間から伐採され
る材木の南川を通じての筏流しや舟運が、この荘の人々にとって大き

な意味を持っていたのである。

(『小浜市史 通史編 上巻』へ小浜市役所、一九九二年ノ第二章
「中世」 第三節「モンゴル襲来と得宗専制」 五「鎌倉後期の太良荘
と名田荘」四二〇頁)

日本の歴史における非農業民の役割を、高く評価された網野氏ならでは
の記述である。

II 各論 (吉備地域)

(1) 「日吉山王利生記 九」 (『県編』一〇二二号)

元久二年 (二二〇五) 以降

土御門院御宇元久二年十月二日、叡山に火有て、大講堂やけたりける、
其後近江守仲兼朝臣に仰て、江州河州兩國をもて造進すべきよしをそ
宣下せられける、然るに彼兩國の杣には、大木有かたかりける、折節
美作國^(真島郡)たけむへといふ所をなん知行しける、ゆゑしき杣ありけり、大
河樋になかれたりといへとも、材木を下へき、谷川にへ、多のふしき
なかれき横たはり積て、流水なを通しかたかりけれへ、筏をくたすに
およはすとて、いたつらにのみおもひわつらふところに、或夜夢中に
裘帶きたる僧の塗足駄はきたるか、杈極をもちて河をさらふるあり、
堀河とそおほける、何事をかとあやしと思ところに、僧云、山門講
堂の材木を下さんとて、河を掃除なりとそ申ける、仲兼即夢中に山王
御方便にて、たけむへ河をさらへ給ふよとおほへければ、深これをた
のミて、夢の後朝に家人を彼國へさしくたして、早く材木をとるへき
よし申たりけるに、土民等材木をとるといふとも下すべき便なし、こ
はいかゝとて再三飛脚をたてけれとも、存旨あり、の□を募ていそぎ
杣人下おるすべきよし申下す所に、庄官あさけりなから、料物を杣人
にたまはせけれへ、即おほくの材木をとりて、杣の邊谷の間にそつゝ
おきたりける、其後三千餘日むなしく明しくらす程に、或夜雷雨天を

ひくかし、驟雨岸をうかち、流水波をあげ、大地浮たりければ、經代の古木數萬の巖石、悉くおしな^⑤かされて、取おく所の材木天然として下りけり、國中の壯觀まことに寄^⑥恃なり、この地は山王神應をふとこし給て、摩睺羅伽の身を現し給ひけるかとそおほへける、(後略)

〈大日本史料四・九〉

(傍線筆者)

この史料は拙著でも紹介したものであるが、その一部を引用しておこう。

右の文はいたずらな注釈を加えれば、原文の持つ中世の説話的世界の雰囲気・調子などを損ないそうであるが、いくらか在地に即してみておきたい。話は近江守仲兼の夢想譚(日吉山王の奇瑞)として語られているが、建部庄の現地の模様を誠にリアルに活写している。

当世風に「キーワード」を挙げるならば、「杣・大河・瓦礫・筏・嚙桎」などであろうか。これらを並べてみると、延暦寺大講堂焼失の元久二年(一一〇五)の年代特定(もっとも土御門は「院」ではなく天皇)や建部庄の現地描写などから、むしろ現実の話に仲兼朝臣の夢想譚を付加したものであろう。

(拙著「美作国建部庄」『中世吉備の法觀念史』日本文教出版、二〇一二年、一一八〜九頁)

旭川の筏流しについて、『岡山県史 自然風土』「第Ⅱ部風土景域 第二章旭川流域 第二節真庭山地」に「河川でしか木材の輸送手段のなかったこの地方では、江戸時代から筏流しによって運材が行われていた」(同四〇八頁)とあるが、先の史料によって中世にまで遡り得る。近世・近代に関する記述ではあるが、次の記述は先の説話を中世にまで遡及して私たちに現実的なものとして理解せしめるのである。

鉄道開通まで、月田川流域の運材は「管流し」であった。山で伐採された木材は、人・牛・馬で川筋まで運び出す「山出し」が行われた。川が運材に利用できる期間は、水田に用水が要らなくなる秋彼岸より、

春彼岸までであるが、この期間は川の渇水期となる。そのため河底を浚え、堰を築き水を貯え、この中に一本ずつ木材を投入し、木材がたまると堰を切り、新庄川への出口、下田の広い河原まで流す。

(『岡山県史 自然風土』四〇八〜四〇九頁)

(2・1) 「備中国新見庄西方作田目録案」(『岡山県史 家わけ史料』

東寺百合文書六三五号) 文永十年(一二七三)十一月 日

備中国新見御庄

注進 文永十年西方 (作田目録事カ)

合

□作田六十一丁八段廿代卅歩

除十八丁九反卅代卅五ト ○以下同

一二丁五反半 庄宮門田

三丁四反十六歩 庄宮百姓等勘新地

一丁六反廿代廿四ト 檢注使算失

十一丁三反卅代卅一ト 吉野織分

残田四十二丁八反卅五代卅一ト

除 (代) ○以下同

仏神田一二丁反廿、

一丁 五斗代 善成寺免

六反 三斗代 五所宮免

三反 三斗代 同宮正月祭免

二反廿、 五斗代 八幡宮大般若免

人給十八丁四反十、

三丁 五斗代 預所給

一丁三反 五斗代 同算失

六段 三斗代 公文給

七反卅、 五斗代 同算失

一丁 三斗代	田所給
一丁三反 五斗代	同算失
一丁 三斗代	惣追捕使給
一丁三反 五斗代	同算失
一反 四斗代	御倉敷
三反 五斗代	政所敷
一反 五斗代	檀紙免
三反卅、 四斗代	轆轤給
卅、 三斗代	鍛冶給
一反卅、 三斗代	井新
一丁四反 一丁三反 五斗代	船人等給
一反十、 三斗代	徴使給
三丁二丁 四斗代	新左衛門尉給
一丁二反 五斗代	八郎兵衛尉給
四反 五斗代	久原田 御私事新

定田廿二丁三反五、卅一步

御佃瓦二丁六反廿、 分米廿六石四斗
五斗代六丁五、六ト 分米卅石五升八合
四斗代十二丁八反卅、十四ト 分米五十一石四斗六升
三斗代八段十一ト 分米二石四斗一升
已上御米八十三石九斗二升八合
交分五十石三斗五升六合
并百卅四石二斗八升四合 加交分
御佃米廿六石四斗
加徴米九石七斗八升九合
交分五石八斗七升三合
并十五石六斗六升二合 加交分

都合单御米百七十六石三斗四升六合
一 吉野作田十一丁三反卅、卅一ト
除一丁五反
二反卅、 神田
一丁二反廿、 百姓等勘新地
定田九丁八反卅、卅一ト
分所当鐵四百九十三両三分 段別五高
加徴米代鐵九十八両三分 五升別一両
都合所当鐵五百九十二両二分
右、太略注進如件、
文永十年十一月 日 公文 在判
田所 在判
預所 在判
御使 在判
(傍線、粹線筆者)

(2-2) 『備中国新見莊西方胡麻并水手注文』(赤松俊秀編『教王護国寺文書卷一』一六六号) 永仁六年(一二九八)九月廿三日

(端裏書)「胡麻并水手注文」(仁)永。六年九月廿三日」

新見御庄西方胡麻并水手注文内

除分

一、得永名 三反卅代 古二斗六升六合 無地。
水手一斗九升

(中略)

殘錢一貫五十六文

(附箋)

當年八三貫百八十六文 不足候也。

○前行ノ上ニ貼付ス。

永仁六年九月廿三日

但去年永仁^五胡麻未進事

一、御庄分九石三斗七升三合五勺にて候。

如此候之間、六石余のよせ^(餘)うも無正躰次第候。

(傍線筆者)

全国的にも有名な備中国新見庄の史料である。網野氏は次のように述べられているが、【参考】に挙げた藤沢晋氏の一九六〇年代の「船給」に関する研究を見落とされていたのか、参考文献にはあがっていない。なお、『世界大百科事典 第二版』(二〇〇五年)では「水手(かこ)」の項に、「備中国新見庄のような内陸荘園では、領民に水手役として米などを代納させ、それをもって港湾で水手を雇うのが例であった」と新見庄の例を挙げている。

こうした多様な産物^{*}は年貢・公事として徴収されただけでなく、恐らくきわめて古くから高梁川の中洲に立ったと見られる市庭で商品として売買されたと考えられる。そしてそれらは高梁川の舟運によって瀬戸内海、さらに広い世界に結び付けられていたのであり、文永十年の西方作田目録に、「船人等給」として公文・田所・惣追捕使の各一町よりも多い一町四反が除かれていることから知られるように、こうした舟運に専門的に携わるかなりの数の船人集団が川の近辺にいたことは間違いない。

さらに永仁六年(一二九八)九月二十三日の西方胡麻并水手注文(『教王護国寺文書』一六六号)などによっても明らかなように、各百姓名には水手米^{かこまい}が畠地の反別五升の割合で賦課されており、内陸部の庄としては珍しく、この庄の百姓は水手米を負担していたのである。これは高梁川の舟運が庄にとっていかに重い意味を持っていたかを端的に物語る事実といえよう。

(網野善彦「中世都市研究の問題点と展望」備中国新見庄の百姓と市庭都市の項)『日本中世都市の世界』筑摩書房、一九九六年、二八二頁)

*引用者註：木器・漆器・紙・麦・大豆・粟・蕎麦・胡麻・苧・綿・

鳥・白皮・炭・松・菰・蕨・胡桃・黄檗・朴・魚など

【参考】藤沢晋「新見庄の船給と高梁川水運」(『岡山大学教育学部研究集録』一二三号、一九六六年)・同「中世後期新見庄における船給廃止と京進年貢納化」(『岡山大学教育学部研究集録』一二三号、一九六七年)



中世の村を訪ねて・備中国新見庄」『週間朝日百科 本の歴史2 中世I-② 中世の村を歩く』朝日新聞出版 1986

(3)「美作国志呂宮御祭頭文次第写」(『県編』一二三八号(志呂神社文書)) 正安四年(一二〇二)三月 日

志呂宮御祭頭文次第

(中略)

友真一頭 即田畠二丁三反廿歩
船免内一丁六反廿歩
光則 三反
菊元恒家二反十歩
国次平三郎作一反大
四郎太郎給内九十歩
已上四丁六反廿歩

(中略)

七番春

行時一頭 即二丁八反三百歩
船免内一丁七反八十歩

已上四十六反廿歩
行友二頭 即田畠四丁六反廿歩
(中略)

十番秋

末国二頭 即田畠四丁六反廿歩
国末二頭 菊元三丁一区五十歩 加守包作分之
河口行得一丁卅歩 庄分
舟免跡内四区三百歩

已上四十六反廿歩
右、守結番次第、毎年無懈怠、可令勤仕之状如件、
正安四年壬三月 日

(僧覚智判在カ)

右衛門尉盛^{家カ}判在
左衛門尉盛宗判在
左衛門尉盛信判在

文安三年丙卯月 日

書写之

〈岡山県古文書集一〉
(傍線筆者)

本史料は、美作国志呂宮の頭役を勤仕する際の頭人(名主)の名田昌を書き上げたもので、従来は宮座史料として使用されていた。最高水準の交通史辞典、丸山雍成・小風泰雅・中村尚史編『日本交通史辞典』(吉川弘文館、二〇〇三年)では、「『美作志呂神社文書』中の『船免』の語より旭川舟運に携わった船人の存在が想定される」(「旭川」小風真理子執筆)と、旭川舟運史料として初めて紹介された。

(4)「成羽川水路開鑿願文」(『県編』一二六三号ハ笠神文字岩ノ)

徳治二年(一二〇七)七月廿日

(笠神頭刻銘)
笠神船路造通事

徳治二年丁未七月廿日始之、八月一日平之畢、其時□□、
右、笠神竜頭上下瀬十余ヶ所者、為日本無双難所之間、
薩埵慈悲大士□懷不可不奉、不可不□、依之、
相勸諸方、十余ヶ月、平之功已畢、
大勸進沙門尊海 当国^(下道郡)成羽善養寺
奉行□沙門実専 南都西大寺実□
根本發起四郎兵衛
石切大工伊 行経

「寛政九年卯月末つ^②かた廿四日
来りて笠神^③なる石ふ^③ミを見
けるにか、流川中に幾百と勢を
経にけむ日に晒水にうたれて
文字の跡もわかれさりけ連ハ
源正紀

たき河に
幾百と勢を
へに
けらし
徳治の
文字の
残る文ふミ

〈鎌倉遺文三〇〉

この史料は、高梁川水系成羽川の中世における水路開鑿史料として著名であり、交通史研究者の藤沢晋氏の専論【参考】もある。ここでは、地元

の古老の聞き書きを紹介しておこう。

それにしても笠神の船路十数町は日域無双の難所である。古老の実話を聞くに筏師が荒瀬の險にかゝるや手を洗い口を漱ぎ、明神岩の明神様に黙祷を捧げ拍手してその無事を祈って通ったとの事である。而して筏には舳艫を結ぶに強い一本の命綱を以てしその瀬にかゝるや、その二本の綱を両肩に取りしっかり力を入れて艫に浮力を加え、筏の前端が水中に潜入することを避けたのである。一度筏が水に飲まれると船頭は身を浸われたものである。

(大本琢寿『笠神文字岩の研究(成羽史話 第八集)』成羽町公民館、一九五九年、一七頁)

【参考】藤沢晋「十四世紀の成羽川水運開発記念碑・笠神の文字岩について」(『岡山大学教育学部研究集録』一八号、一九六四年)・同「成羽川の船路開発と鉄の流通をめぐって」(『高梁川』一八号)・『備中町史 本編』(備中町、一九七二年)

(5) 「美作国大原保年貢目録」(『県編』一七三三〇号、高野山文書)
暦応五年(一三四二) (応永三十三年(一四二六))

「^(美通)
美作国大原^(保)□□□色土貢 但 暦応五年帳
太概所註如件」

^(英多郡)
大原保名寄^{州三}応永御年貢目録事
(中略)

- 一 奥方 溝上名四分一 元西方分
公田三段廿八歩内
大河成 公方御免許帳面内 四分一
残二段小卅八歩
分米壹石四斗二升一合八勺七才色々加定

^(應)
百姓名

藤三郎入道跡

公田三段卅八歩

(中略)

四百文

貳百廿文

以上

并代拾貫五百廿三文

同蕎麦

同大豆

布二

綿四枚一筋

已上

一 正法 藤三郎入道半名 元筏津上五郎分

公田貳段七拾五歩 分米三石八斗二升一合四才^{細々加定}

新々田半卅歩 分米三斗五升二合五勺

已上參石九斗七升三合九才内

(文字枠囲い筆者)

本史料は、東京大学史料編纂所架蔵影写本で知られてはいたが、『岡山県史』編纂過程で初めて読本が作られて活字化され、『編年史料』に収録されたものである。現在でも残る「筏津」の地名が登場する。地名の史料性は夙に知られており、地名研究は盛んである。文字通り筏の津としての河川利用がなされた場所である。当該の地は、岡山県英田郡西栗倉村筏津で、吉井川支流吉野川上流域に当たる。同じく吉井川支流樫並川流域にも久賀ダムの湖底になってしまったが、やはり筏津の地名があったという(英田郡西栗倉村知社・小松英夫氏談)。中国山地では、他にも広島県山県

筏津上預方四分一

分米二石八斗一升七勺

淨阿弥市庭屋敷分

市庭屋敷十五間内
貳屋敷分一間別
百十文宛

□ 分

郡北広島町筏津が見える。いずれも山林地帯の木材を「山出し」して「管流し」をした後に、筏に組むなどした津（集積地）であろう。

（6）「美作国塩湯郷地頭職掟書号」（『奥編』一七五八号へ赤堀氏所蔵文書） 永享十年（一四三八）八月 日

美作国^(備前)塩湯郷地頭職掟条々

- 一、諸社造采事、百姓等乍掲持下地、毎度令無沙汰之条、無勿躰、所詮毎年見及之、可有興行事、
- 一、湯大明神事、云旅人勧進物、云朔^(舊)弊田年貢、毎年可加修理者也、
- 一、上御宮事、以神田常可造采、次庁屋之事、諸司等可興行之、
- 一、荒神御社事、上仮屋在之上者、不可破^(壊)懷、
- 一、諸寺庵并堂舎・辻堂以下事、任例可興行、於免田畠者、可用 判形事、

一、山河事、可為法例者也、

- 一、湯屋造営事、為地下人役之上者、毎年春秋可令興行、若有無沙汰之輩者、可処罪科者也、
- 一、湯旅人役錢事、任事書之旨、可有興行、云奉行、云地下人、虚猛之事、堅可罪科、
- 一、伴田池并所々井手事、毎年可有興行、付 雨請事右、条々如斯、聊不可有不儀之状如件、

永享拾年^(戊午)八月 日 ^(後藤良貞)
^(花押影)

〈岡山県古文書集二〉

（文字枠囲い筆者）

当該史料は、拙著『日本中世の法と権威』（高科書店、一九九三年）第一部「地域の中の法と国制」第二章「置文」や、『余滴 中世の吉備』（吉

備人出版、二〇〇一年）第二章「歴史研究余滴」第二節「在地領主の置文」などで、中世後期在地領主法における公私の弁別事例として紹介した史料である。本史料の「法例」に着目すれば、古代・中世において「法」とは律令を指し、塩湯郷は国衙領であるので律令の系譜を引く国衙法と考えてよい。主旨は山河からの得分と考えられ、流通や河川利用の直接的史料とはいえないが、総論（C）で紹介した若狭国和多田村の河手と同様の得分も生じていたのではあるまいか。塩湯郷は古代から知られた温泉地で、「湯屋」を造営して「湯旅人役錢」を徴収していたように、人の往来や物の流通が盛んな賑わいを見せていたとすると、「法例」は山河からの得分だけでなく、時宜として河手も考えてよいのではないかと思われるが、あくまでも推測の域を脱しない。

（7）「兵庫北関入船納帳」（燈心文庫林屋辰三郎編、中央公論美術出版、一九八一年 一九六〇七頁） 文安二年（一四四五）十二月九日

生窓	材木	美作国北 ^(備前) 賀茂九郎兵衛	治部
「	材木	進上材木 松五艘	宮内太郎
「上	材木	同	掃部太郎
「	材木	同	四郎五郎
「上	材木	進上五艘之内	三郎大夫

本史料は、中世瀬戸内海上交通史・流通史を飛躍的に発展させたもので、林屋辰三郎氏の史料発掘をはじめとした多大な功績に負うところが多い。同史料集に収録されている「解説」、すなわち林屋辰三郎「兵庫北関入船納帳について」・武藤直「中世の兵庫津と瀬戸内海水運―入船納帳の船籍地比定に関連して―」・今谷明「瀬戸内制海権の推移と入船納帳」・小林保夫「入船納帳にみる国料と過書」をはじめ、その後例えば、神木哲男

「一五世紀なかば瀬戸内海における商品輸送と港湾 ―文安二(一四四五)年『兵庫北関入船納帳』の分析―」 柚木学編『日本水上交通史論集 第三卷 瀬戸内海水上交通史』文献出版、一九八九年、所収) や藤田裕嗣「兵庫をめぐる流通と交流 ―『兵庫北関入船納帳』にみる安芸・伊予国以西との関係―」 柴垣勇夫編『中世瀬戸内の流通と交流』塙書房、二〇〇五年、所収) など、この分野において大いに利用されている。

ただ、積載商品として樽・材木・松・桧・ホウノ木などの記載を一覧などにはされているが、それらの林産品を港湾まで輸送する手段としての河川利用には余り言及されていない。その点、前原茂雄「(報告資料) 中世美作の民衆生活―生業・流通・宗教と地域社会―」「中世美作の村落社会」(『美作地域史研究』創刊号、二〇〇八年) は本史料をはじめ、「中世美作の生業と流通」を取り上げた貴重な業績といえる。牛窓と虫上(虫明) 港で積載された材木が、「美作國北賀茂九郎兵衛進上材木」で、この九郎兵衛に関連しては小林論文でも言及されている(同史料集三〇〇頁)。東大寺に進上されたであろう五艘分の材木は、美作國北賀茂(苫田郡賀茂郷、現・津山市加茂町) から山出し・管流し・筏流しされて、おそらくは吉井川下流域で一部陸路をとって牛窓・虫明で積載されたのであろう。

以上、史料・文献紹介に終始してきたが、いかに河川交通の直接的な中世史料が乏しいか、とすることが改めてわかった。(4) で紹介した鎌倉時代の徳治二年(一三〇七) 七月廿日「成羽川水路開鑿願文」のような直接史料(金石文) は、むしろ珍しいのである。ここで紹介したようないわば傍証史料(状況証拠) に根気強く向き合うことによって、私たちは近世以前の河川利用による流通や交通についての認識を深め、前近代の豊かな歴史像を構築していかなければならない。

(たなか おさみ 就実大学)

